

長門市議会ハラスメントの防止に関する指針

令和6年 月
長門市議会

1. 基本的な考え方

長門市議会は、全ての議員及び職員の人格が尊重され、相互に信頼し合い、議員及び議会がその役割を十分に発揮するため、議員間のハラスメント及び議員と職員間（以下「議員等」という。）のハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じることにより、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現をめざす。そのため、この指針においてハラスメントの定義をはじめ、防止策や相談窓口の設置などについて定め、これを周知することにより議員一人ひとりのハラスメントに対する意識の向上を図り、ハラスメントの未然防止とともに、ハラスメントが発生した場合には、迅速・効果的な解決に向けて全力をあげて取り組む。

2. ハラスメントの定義

(1) ハラスメントとは

「他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく、相手を不当に不快にさせるなど、精神的・身体的に苦痛を与える行為」をいう。主に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他のハラスメントの総称である。

(2) セクシュアル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる議会活動等における性的な言動や議員が他の議員等を不快にさせる議会活動外における性的な言動をいう。

(3) パワー・ハラスメントとは

地位や人間関係等の優位性を背景に、精神的もしくは身体的苦痛を与え、または悪化させる言動をいう。

(4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントとは

妊娠、出産、育児、不妊治療及び介護などについての否定的な言動により当該議員等の活動が害されることをいう。

(5) その他のハラスメントとは

前各号のハラスメントのほか、議員が他の議員等の人格や尊厳を害し、精神的・身体的な苦痛を与え、議会活動等を害することとなるようなものをいう。

3. 議会におけるハラスメントの防止と救済

(1) 議員の責務

議員は、ハラスメント問題に対する関心と理解を深めるとともに、ハラスメント行為をしてはならない。

2 議員は、ハラスメント防止のために、ハラスメントの内容や発生の原因、そして背景を十分認識して行動するよう努めなければならない。

3 議員は、当該議員等によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

4 議員は、議員間又は議員と職員間においてハラスメントにあたる言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、言動を行っているものに対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(2) 議長の責務

議長は、健全な議会活動等が行えるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談が議員等からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処するものとする。

(3) 議長職務の代行

議長が調査の対象になったときは副議長が、議長、副議長が共に調査の対象になったときは議会運営委員長が、議長、副議長、議会運営委員長のいずれもが調査の対象になったときは年長議員が、議長の職務を行う。

(4) 相談員の設置

ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び議会事務局長を充てる。ただし、上記の者がハラスメントとの関係が疑われる場合は、相談員になることができない。

3 上記の相談員のほか、必要に応じて議長が指名する者を相談員にすることができる。

4 相談員は、議員からのハラスメントに関する苦情の申出に係る相談（以下「苦情相談」という。）に応じ、助言を行うものとする。

(5) 苦情相談の体制

苦情相談は、議員等から寄せられた苦情相談ごとに、議長が相談員の中から選出して2名で行う。

2 相談員は、苦情相談を受けるにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 苦情相談は、2人で対応すること。ただし、苦情相談を行う議員が希望しない場合またはその他やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
- ② 苦情相談を行う議員と同性の相談員が同席するよう努めること。
- ③ 苦情相談は、周りから遮断した場所で行うこと。

(6) 苦情相談への対応

相談員は、ハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受けたときは、申出をした者から事情聴取を行い、相談整理簿にその内容を記録する。

2 相談員は、前項の記録を必要に応じて議会運営委員会に報告するものとする。

3 議長は、必要に応じて申出人から事情聴取を行う等必要な調査を行い、当該議員に対して、指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

(7) プライバシーの保護

ハラスメントに関する相談又は苦情の処理に関与した議員及び相談員は、その処理に当たっては、申出人や関係者のプライバシーの保護に努め、特に申出人が申出をしたことによって不利益を被らないよう留意しなければならない。

(8) 研修等の実施

議長は、ハラスメントの防止根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施し、議員の意識の向上を図る。